

第5号議案

件名	県立学校管理規則及び栃木県学校通信教育に関する規則の一部改正について
提案理由	学校教育法施行規則の一部改正に基づき、所要の改正を行うものである。

1 規則改正の趣旨

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

○県立学校管理規則

- ・「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。
- ・県立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校の教育課程の届出の様式を改める。

○栃木県学校通信教育に関する規則

- ・「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

3 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○県立学校管理規則及び栃木県学校通信教育に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

県立学校管理規則及び栃木県学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年 月 日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政 利

県立学校管理規則及び栃木県学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則

(県立学校管理規則の一部改正)

第1条 県立学校管理規則(昭和32年栃木県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育課程の届出)</p> <p>第8条 校長は、第7条の規定により編成した教育課程のうち、教科、特別活動、<u>総合的な探究の時間</u>等の学年別時間配当計画を、別記様式1により教育委員会に届け出なければならない。学年の中途においてこれを変更したときも同様とする。</p> <p>(単位の取得の認定)</p> <p>第13条 高等学校及び特別支援学校の高等部(以下「高等学校」という。)の教育課程における単位の修得の認定は、学校所定の学習時間の3分の2以上学習した生徒について、当該教科に属する科目及び<u>総合的な探究の時間</u>(次項及び第3項において「科目等」という。)の成績を評価して、校長が行う。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(教育課程の届出)</p> <p>第8条 校長は、第7条の規定により編成した教育課程のうち、教科、特別活動、<u>総合的な学習の時間</u>等の学年別時間配当計画を、別記様式1により教育委員会に届け出なければならない。学年の中途においてこれを変更したときも同様とする。</p> <p>(単位の取得の認定)</p> <p>第13条 高等学校及び特別支援学校の高等部(以下「高等学校」という。)の教育課程における単位の修得の認定は、学校所定の学習時間の3分の2以上学習した生徒について、当該教科に属する科目及び<u>総合的な学習の時間</u>(次項及び第3項において「科目等」という。)の成績を評価して、校長が行う。</p> <p>2～4 略</p>

様式1(その1)中「道徳」を「特別の教科道徳」に改め、同様式(その2)及び(その3)を次のように改める。

(その2)

年度 () 科の教育課程表 (全日制・定時制・通信制)

高等学校

第 学年・学級数 学級

各教科・科目等		学年	1		2		3		4		計	単位数合計
		類型名		単位数計		単位数計		単位数計		単位数計		
教科等	科目等	クラス数	標準単位数	単位数計	単位数計	単位数計	単位数計	単位数計	単位数計	計	単位数合計	
国語	現代の国語	2										
	言語文化	2										
	論理国語	4										
	文学国語	4										
	国語表現	4										
	古典探究	4										
				()	()	()	()	()	()	()	()	
地理歴史	地理総合	2										
	地理探究	3										
	歴史総合	2										
	日本史探究	3										
	世界史探究	3										
				()	()	()	()	()	()	()	()	
公民	公共	2										
	倫理	2										
	政治・経済	2										
				()	()	()	()	()	()	()	()	
数学	数学Ⅰ	3										
	数学Ⅱ	4										
	数学Ⅲ	3										
	数学A	2										
	数学B	2										
	数学C	2										
				()	()	()	()	()	()	()	()	
理科	科学と人間生活	2										
	物理基礎	2										
	物理	4										
	化学基礎	2										
	化学	4										
	生物基礎	2										
	生物	4										
	地学基礎	2										
	地学	4										
				()	()	()	()	()	()	()	()	

各学科に共

通 す る 各 教 科 ・ 科 目	保 健 体 育	体 育	7～8										
		保 健	2										
					()	()	()	()	()	()	()		
	芸 術	音 楽 I	2										
		音 楽 II	2										
		音 楽 III	2										
		美 術 I	2										
		美 術 II	2										
		美 術 III	2										
		工 芸 I	2										
		工 芸 II	2										
		工 芸 III	2										
		書 道 I	2										
		書 道 II	2										
		書 道 III	2										
					()	()	()	()	()	()	()		
	外 国 語	英語コミュニケーション I	3										
		英語コミュニケーション II	4										
		英語コミュニケーション III	4										
		論 理 ・ 表 現 I	2										
論 理 ・ 表 現 II		2											
論 理 ・ 表 現 III		2											
			()	()	()	()	()	()	()				
家 庭	家 庭 基 礎	2											
	家 庭 総 合	4											
			()	()	()	()	()	()	()				
情 報	情 報 I	2											
	情 報 II	2											
			()	()	()	()	()	()	()				
理 数	理 数 探 究 基 礎	1											
	理 数 探 究	2～5											
			()	()	()	()	()	()	()				
A													
			()	()	()	()	()	()	()				
小計			()	()	()	()	()	()	()				
主 と し て 専 門 学 科													

において開設される各教科・科目	B												
						()		()		()		()	
小計				()		()		()		()		()	
総合的な探究の時間	3~6			()		()		()		()		()	
自立活動				()		()		()		()		()	
小計				()		()		()		()		()	
合計				()		()		()		()		()	
ホームルーム活動（週あたり時数）				/		/		/		/		/	
生徒会活動《年間時数》				/		/		/		/		/	
学校行事《年間時数》				/		/		/		/		/	
備考													

- 注1 各学科に共通する各教科・科目の各教科に属する科目等の空欄には、学校設定科目名を記入すること。
- 注2 A欄には、各学科に共通する学校設定教科・科目の教科名を記入すること。
- 注3 B欄には、主として専門学科において開設される各教科名及び学校設定教科・科目の教科名を記入すること。
- 注4 単位数計欄の()の部分には、担当時数計を記入すること。

(その3)

年度 高等部 () 科の教育課程表

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を行う特別支援学校の高等部

学校名 _____

第 学年・学級区分 学級 (課程)

No. _____

教科	科目名等	標準 単位数	学年			計	単位数 合計
			1年	2年	3年		
			単位数計	単位数計	単位数計		
国 語	現代の国語	2					
	言語文化	2					
	論理国語	4					
	文学国語	4					
	国語表現	4					
	古典探究	4					
地理 歴史	地理総合	2					
	地理探究	3					
	歴史総合	2					
	日本史探究	3					
	世界史探究	3					
公 民	公共	2					
	倫理	2					
	政治・経済	2					
数 学	数学 I	3					
	数学 II	4					
	数学 III	3					
	数学 A	2					
	数学 B	2					
	数学 C	2					
理 科	科学と人間生活	2					
	物理基礎	2					
	物理	4					
	化学基礎	2					
	化学	4					
	生物基礎	2					
	生物	4					
	地学基礎	2					
	地学	4					
保 健 体 育	体育	7 ~ 8					
	保健	2					

様式1（その4）中「道

徳」を「特別の教科道徳」に、

「総合的な学習の時間」

を

「

総合的な学習の時間

総合的な探究の時間」

に改め、同様式（その5）を次のように改める。

(その5)

年度 専攻科理療科教育課程表 (栃木県立盲学校)

第 学年

No. _____

分野	科目名	標準単位数	学年			計	単位数 合計
			1年	2年	3年		
			単位数計	単位数計	単位数計		
基礎分野							
	小計	6 ~ 12					
専門基礎分野	人体の構造と機能	6 ~ 10					
	疾病の成り立ちと予防	6 ~ 10					
	生活と疾病						
	医療と社会	2					
	小計	14 ~ 22					
専門分野	基礎理療学	4 ~ 7					
	臨床理療学	7 ~ 12					
	地域理療と理療経営	1					
	理療基礎実習	17 ~ 24					
	理療臨床実習	4 ~ 5					
	小計	33 ~ 49					
	上記の各科目	5 ~ 12					
	理療情報						
	課題研究						
	小計	5 ~ 12					
合計	58 ~ 95						
備考							

様式1（その6）中「道 徳」を「特別の教科道徳」に改める。

（栃木県学校通信教育に関する規則の一部改正）

第2条 栃木県学校通信教育に関する規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（単位修得の認定） 第17条 各教科に属する科目及び総合的な探究の時間の単位修得の認定は、 <u>学習報告書、面接指導、試験の成績等により校長が行なう。</u>	（単位修得の認定） 第17条 各教科に属する科目及び総合的な学習の時間の単位修得の認定は、 <u>学習報告書、面接指導、試験の成績等により校長が行なう。</u>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（高校教育課）